

CIRRUS IDENTITY 基本利用規約

この基本利用規約(以下「本規約」)は、Cisco Plus Solutions プラットフォームでの購入日時点で、**Cisco Solutions Plus** プラットフォームに記載されているお客様(以下「お客様」)と 4031 Brighton Avenue, Oakland, CA 94602 に事業所を置くデラウェア州法人である **Cirrus Identity Inc.** (以下「Cirrus」)との間で締結されます。なお、それぞれを以下「当事者」といい、総称して「両当事者」といいます。

Cirrus は、サブスクリプションを介してさまざまな ID 管理サービスおよびアクセス管理サービスを提供およびサポートしている Software as a Service プロバイダーである。Cirrus は、注文書で定義されているとおり、特定の顧客のニーズに対応するソフトウェア開発サービスおよびソフトウェア統合サービスも提供しています。

本契約に含まれている相互の約束および誓約、ならびにその他の有益で価値のあるものを約因として、これらの受領および充足を本規約により認め、両当事者は、本契約により、次のとおり合意します。

1. 注文

- 1.1. 注文: お客様は、注文に基づいてサービスまたは作業成果物を随時注文することができます。本契約は、Cisco Solutions Plus プラットフォームで使用するためのものです。プラットフォーム上での各注文は、本規約に組み込まれるものとし、それらが合わさって法的拘束力がある単一の契約を構成するものとします。注文書および本規約を総称して「本契約」といいます。
- 1.2. サービスおよび成果物: Cirrus は、サービス(以下「本サービス」)(存在する場合)をお客様に提供し、本契約に定める契約条件に基づいて、該当する注文書に明記されている作業成果物(以下「本成果物」)(ある場合)を引き渡すものとします。本サービスおよび本成果物の提供を継続する Cirrus の義務は、お客様が本契約に含まれている契約条件を遵守していることを条件とします。

2. 知的財産

2.1. Cirrus Identity サービスおよび成果物

- 2.1.1. 権利の留保: 本契約に明示的な定めがある場合と本サービスおよび本成果物に組み込まれている Cirrus Identity オープンソースソフトウェア(以下で定義)のライセンス規約に従うことが条件である場合を除き、Cirrus は本サービス、および本成果物、ならびに本サービスと本成果物が使用しているソフトウェアおよびソースコード、ならびにドキュメンテーションに関連するすべての権利、権原、および権益(関連するすべての知的財産権を含む)を単独で所有するものとします。「ドキュメンテーション」とは、<http://cirrusidentity.com/> で入手可能な本サービスのオンラインユーザーガイド、トレーニング資料、およびサービスディスクリプションの総称をいい、随時修正されることがあります。本契約は、販売契約ではなく、本サービスおよび本成果物、ならびに本サービスと本成果物が使用しているソフトウェアおよびソースコード、ならびにドキュメンテーションに係るまたはこれらに関連する所有権をお客様に譲渡するものではありません。
- 2.1.2. Cirrus Identity によるお客様へのライセンス: 該当する注文書の有効期間中に、Cirrus は、本契約の契約条件に従うことを前提として、該当する注文書に記載されているとおりに該当する本サービスにアクセスし、お客様の自己の目的のためにのみ本成果物を使用するための限定的、非独占的、譲渡不可能、サブライセンス不可能なライセンスをお客様に付与します。お客様に明示的に付与されていないすべての権利は、Cirrus が留保します。
- 2.1.3. ライセンスの付与: お客様は、次の各号の行為をしてはならないものとします: (i) 何らかの方法で本サービスまたは本成果物をライセンス、サブライセンス、販売、再販売、移転、譲渡、配布、その他の形態により商業的に活用、および第三者に提供すること、(ii) 本サービスまたは本成果物を修正および変更すること、ならびに本サービスまたは本成果物に基づいて派生的著作物または翻案物を作成すること、(iii) 他のサーバー、または無線デバイスもしくはインターネットベースのデバイス上で、本サービスまたは本成果物を「フレーミング」および「ミラーリング」すること、(iv) 本サービスまたは本成果物のリバースエンジニアリングおよび逆アセンブルを行うこと、(v) (a) 競合する製品またはサービスの構築、(b) 本サービスまたは本成果物のものと類似するアイデア、機能、特徴、またはグラフィックを使用した製

品の構築、または(c)本サービスまたは本成果物のアイデア、機能、特徴、またはグラフィックの複製を目的として本サービスおよび本成果物にアクセスすること、(vi)該当する注文書に記載されている本サービスの使用制限またはアクセス制限を直接もしくは間接的に超過すること、または Cirrus の本サービス、コンピュータシステム、もしくはネットワークの損傷、無効化、過負荷、不当な負荷、適切な動作順序の妨害、もしくは破損を招く可能性がある方法で本サービスおよび本成果物を使用すること。

- 2.1.4. 所有権:** Cirrus が書面で明確に承認している場合を除き、お客様は、本サービスおよび本成果物上の商標、その他の財産権表記、および所有権通知を改変、変更、および除去してはならないものとします。一部の製品では、お客様がその製品のユーザーインターフェイスをブランディングするために所有商標、商号、またはサービスマークを追加することができます。このような場合、お客様は、本サービスを提供するために必要な範囲に限り、お客様の名称、ロゴ、その他の商標、商号、およびサービスマーク、またはこれらの一部を表示するための限定的、非独占的、譲渡不可能なライセンスを Cirrus に付与します。

2.2. Cirrus Identity オープンソースソフトウェア

- 2.2.1. IP フレームワーク:** Cirrus は、自己の単独の裁量により、Cirrus が開発したコードをオープンソースソフトウェア ライセンスに基づいて公開し、一般に提供することを選択する場合があります(オープンソース ライセンスに基づいて公開されたコードを、以下「Cirrus Identity オープンソースソフトウェア」)。Cirrus は、かかる Cirrus Identity オープンソースソフトウェアのサポートが提供されることを保証せず、このコードに関連する保証を一切しません。

- 2.2.2. Cirrus Identity オープンソースソフトウェアの使用:** お客様は、適用されるオープンソースライセンスを遵守すること、また、すべての変更物、改善物、および派生著作物が、Cirrus によって Cirrus Identity オープンソース ソフトウェアが公開されたときの条件であるものと同一のオープンソース ソフトウェア ライセンスに基づいて公開およびオープンソースとしてライセンスされることを条件として、Cirrus Identity オープンソースソフトウェアを使用、変更、改善、インポート、および配布することができます。Cirrus は、Cirrus Identity オープンソースソフトウェアのコアコードベースへのコントリビューションを管理するための独占的な権利を有するものとします。Cirrus は、お客様が Cirrus Identity オープンソースソフトウェアもしくは本サービスまたはその両方に加えた変更を組み込むことができますが、これは義務ではないものとします。さらに、Cirrus は、お客様が提示した提案、アイデア、改善リクエスト、フィードバック、および推奨事項(以下「提案等」)を Cirrus Identity オープンソースソフトウェアもしくは本サービスまたはその両方に組み込むことを選択することができます。お客様は、かかる提案等を使用および組み込むための、全世界を対象とした、永続的、取り消し不可能、著作権使用料無料、譲渡可能、サブライセンス可能、移転可能なライセンスを提供します。Cirrus がかかる提案等を組み込むことを選択した場合、お客様は、Cirrus から報酬、ロイヤルティ、およびその他の特権を受ける権利を有しないものとします。

3. データ管理

- 3.1. Cirrus データ管理ポリシー:** お客様のデータに関する Cirrus のデータの保管、管理、および保持ポリシーは、<http://www.cirrusidentity.com/privacy-policy> で公表および維持されている Cirrus のプライバシーポリシー(随時変更されることがあり、以下「本プライバシーポリシー」)に記載されています。なお、本プライバシーポリシーには、個人を識別可能な情報の取り扱い、保護、および処分に関するすべての規定が含まれています。本契約の有効期間中、Cirrus は本プライバシーポリシーの条件に従うことに同意します。Cirrus が本プライバシーポリシーの重要な変更を提案する場合、Cirrus はかかる変更の効力発生日の 30 日前までにお客様に通知します。本プライバシーポリシーのその他のすべての変更は、前述の URL に公開された時点でその効力が発生するものとします。
- 3.2. データに関するお客様の義務:** お客様は、自己の従業員、顧客、もしくはエンドユーザーを含む第三者が、またはかかる第三者の代理人が Cirrus に何らかのデータ(総称して、以下「ユーザーデータ」)を提供する前に、データのプライバシーおよび保護に関する適用法を遵守することに同意します。お客様は、かかるユーザーデータを Cirrus に提供したときに、お客様のプライバシーポリシー、契約上の義務、および適用法を遵守し、本人の同意を得てユーザーデータが収集および共有されていること(該当する場合)を表明したことになります。Cirrus は、本サービスを提供する過程で Cirrus に提供されるユーザーデータを使用、保持、および開示しません。ただし、本

サービスを提供するために合理的に必要である場合、本プライバシーポリシーに基づいて別途開示する場合、およびかかる目的のために Cirrus がそのユーザーデータを使用することをお客様が承認した場合は除きます。

3.3. サードパーティが提供するサービス: サードパーティのソーシャルネットワークもしくはアイデンティティプロバイダーまたはその両方(以下「サードパーティプロバイダー」)のエンドユーザーアカウントには、かかるサードパーティプロバイダーのその時点で最新の利用規約およびプライバシーポリシー(以下「サードパーティポリシー」)が適用されます。Cirrus は、サードパーティポリシーの違反に対する責任を負わないものとします。

3.4. エンドユーザーへの補償: お客様は、お客様のエンドユーザーによる本サービスの使用に起因または関連して Cirrus に生じる可能性のあるサードパーティによる請求(エンドユーザーによる請求を含む)、損失、賠償責任、罰金、経費(合理的な弁護士報酬を含む)、損害賠償金、および費用のすべてについて、Cirrus、ならびにその取締役、役員、従業員、株主、代表者、および代理人を補償、防御、および免責することに同意します。ただし、お客様は、Cirrus の重過失または故意による不正行為に起因して生じた請求について、Cirrus を補償、防御、および免責する義務を負わないものとします。

4. 料金および支払い

4.1.1. 将来の機能: お客様は、将来の機能もしくは特徴の提供を条件として、または Cirrus による将来の機能もしくは特徴に関する口頭もしくは書面での公開コメントに依拠して、本サービスおよび本成果物を購入していないことに同意します。

5. 期間および終了

5.1. 本規約の有効期間: 本規約は、上記に最初に記載された日付にその効力が発生し、関連する注文書が有効である限り、有効に存続するものとします。ただし、本セクション 5 または該当する注文書の条件に従って早期に終了した場合は、この限りではありません。いずれかの当事者が本セクション 5 に従って本契約を解除した場合、すべての未処理の注文書も当然に終了します。

5.2. 本サービスの提供期間: 特定の本サービスの提供期間は、該当する注文書の発効日に開始し、当該注文書に明記されている期間(随時自動更新される場合があります)の終了日、または当該注文書に定める条件で本サービスおよび本成果物が完了する日のいずれか早く到来する日まで継続します。

5.3. 原因を伴う解除: いずれかの当事者が本契約の重大な違反をし、違反していない当事者から違反の疑いがあるという旨の書面による通知を受領してから 30 日以内に(是正可能である)当該違反を是正しなかった場合に、相手方当事者は、正当な理由により本契約を解除することができます。いずれの当事者も、相手方当事者が破産を宣言した場合、支払いの一時停止が宣言された場合、または債務者を救済するための破産手続き、支払不能手続き、その他の法律上の手続き(管財人もしくは受託者の任命、または債権者の利益のための譲渡を含む)が相手方当事者に対して開始された場合に、相手方当事者に書面で通知することにより、ただちに本契約を解除することができます。

5.4. お客様データの返却: お客様は、本契約の終了後 30 日間にわたり、Cirrus の本プライバシーポリシー(掲載場所: <http://www.cirrusidentity.com/privacy-policy>)に記載されているデータ処分にに関する慣行に従い、お客様のデータをダウンロードする権利を有するものとします。

5.5. 存続条項: セクション 2.1.1 および 2.1.3 (「知的財産」)、セクション 3.4 (「エンドユーザーへの補償」)、セクション 4 (「料金および支払い」)、セクション 5.4 (「お客様データの返却」)、セクション 6.3 (「その他すべての保証の否認」)、セクション 7.2 (「賠償責任の制限」)、セクション 7.3 (「結果的損害賠償金の不存在、人的責任の否認」)、セクション 7.4 (「請求の制限」)、セクション 9 (「秘密保持」)、セクション 10 (「準拠法、紛争解決」)、およびセクション 11 (「雑則」)、ならびにその性質上、本契約または注文書の終了後も存続することが意図されている当該注文書の条件に基づく両当事者の権利および義務は、本契約および該当する注文書の最終的な期間満了または解除後も存続するものとします。本契約が終了したとしても、Cirrus とお客様との間の他の契約(本契約に基づいて締結された注文書は除く)が終了することはありません。

5.6. 終了による支払い: お客様は、本契約または注文書の終了日より前に履行または提供されたすべての本サービスおよび本成果物の対価を Cirrus に支払う責任を負うものとします。

6. 表明および保証

- 6.1. Cirrus による表明および保証:** Cirrus Identity はお客様に対し、次の事項を表明および保証します: (i) Cirrus による本契約の締結、交付、および履行、ならびに本契約が企図している取引の成就が、Cirrus の権能および権限の範囲内であり、Cirrus 側で必要なすべての行為により正当かつ有効に承認されていること、(ii) 本サービスが、資格を有する人員により、専門的かつ誠実に提供されること、(iii) 本サービスおよび本成果物が、該当するドキュメンテーション(随時変更される場合があります)に従って、実質的に性能を発すること、および(iv) Cirrus が知る限り、本契約または該当する注文書の発効日の時点で、本サービスおよび本成果物にはお客様のシステムの運用、セキュリティ、または完全性に悪影響を及ぼす可能性がある悪意のあるコードが含まれていないこと。
- 6.2. お客様による表明および保証:** お客様は Cirrus に対し、次の事項を表明および保証します: (i) お客様による本契約の締結、交付、および履行、ならびに本契約が企図している取引の成就が、お客様の権能および権限の範囲内であり、お客様側で必要なすべての行為により正当かつ有効に承認されていること、(ii) お客様が、本契約に基づく本サービスおよび本成果物の適用、またはこれらとともに得られる結果に関する明示または黙示の保証を Cirrus を代理して、いかなる者に対しても行わないこと、および(iii) 違法な方法、または何らかのポリシー、手続き、もしくはお客様が拘束されるエンドユーザーに対する義務と矛盾する方法で、お客様が本サービスおよび本成果物を使用しないこと。
- 6.3. その他すべての保証の否認:** セクション 6.1 における限定的な表明および保証を除き、適用法が認めている最大限の範囲において、本サービス、本成果物、および Cirrus Identity オープンソースソフトウェアはお客様に対し「現状有姿」「提供可能な状態のまま」で提供およびライセンスされ、商品性、権利の非侵害、および特定目的への適合性の黙示的な保証を含みますが、これらに限定されないあらゆる事項に関するいかなる種類の明示または黙示の保証は一切伴いません。Cirrus は、本サービスおよび本成果物の使用に中断およびエラーがないことを保証しません。前述の一般性を制限することなく、また、セクション 7.1 に基づいて Cirrus が提供する補償を制限することなく、Cirrus は、特許、商標、および著作権の侵害、ならびに営業秘密の盗難がないことに関して、いかなる種類の保証もせず、本契約に基づいて Cirrus が付与または提供する本サービスまたは本成果物の使用に起因して生じた特許、商標、または著作権の侵害に対する本契約に基づく賠償責任を負いません。

7. 知的財産の補償および賠償責任の制限

- 7.1. 知的財産の補償:** Cirrus は、本契約もしくはドキュメンテーションまたはその両方に従ったお客様による本サービスの使用が、米国の特許を侵害しているか、米国における第三者の商標権、著作権、または営業秘密に関する権利を侵害または悪用していると上訴不可能かつ最終的な判決において判断された、第三者がお客様に申し立てた法的措置、請求、催告、訴訟、または手続き(以下「本請求」)に基づいてお客様に実際に生じた損害賠償金、賠償責任、罰金、和解、および判決について、お客様を補償することに同意します。ただし、お客様が(i) 本請求をすみやかに書面で Cirrus に通知し、(ii) 本請求の弁護および和解を単独で管理する機会を Cirrus に提供し、(iii) 本請求の弁護において合理的なすべての支援を Cirrus に提供したことを条件とします。前述の規定にかかわらず、Cirrus は、次の各号の事由に起因している範囲において、本請求についてお客様を補償する義務を負わないものとします: (1) お客様による本契約の違反、(2) Cirrus の同意を得ていない、お客様による本サービスまたは本成果物の改変、(3) お客様が提示した仕様に従った、またはかかる仕様を実装するためにお客様が提示した方法もしくはプロセスに従った Cirrus による本サービスの修正、(4) 主張されている侵害を回避したであろう本サービスのアップデートまたはアップグレードのお客様による未実施(ただし、本契約に基づいて別段の義務が課されていない限り、Cirrus がかかるアップデートまたはアップグレードを無料または無償で提供したことを条件とします)、または(5) ドキュメンテーションで明確に禁止されている、またはドキュメンテーションにおいて本サービスと連携できるとされていないお客様のソフトウェアと本サービスとの併用。Cirrus が本サービスに関連する侵害または悪用の申し立てについて情報を得た場合(お客様からの通知を含む)、Cirrus は、お客様に費用を負担させることなく、自己の裁量により、次の各号の措置を講じることができます: (x) 侵害または悪用しないように本サービスおよび本成果物を修正すること、(y) 本契約に従って本サービスおよび本成果物をお客様が引き続き使用するためのライセンスを取得すること、または(z) 本サービスのお客様のサブスクリプションを終了し、終了したライセンスの残りの期間分の前払い料金をお客様に返金すること。なお、いず

れの措置も、本請求に関して、セクション 7.1 に基づく Cirrus の義務の完全な履行を構成するものとします。

- 7.2. 賠償責任の制限:** セクション 7.1 に関する場合を除き、矛盾する規定が本契約にあったとしても、本契約に基づく CIRRUS の累積的な賠償責任の上限は、その原因が不法行為(過失を含む)、衡平法、契約違反、その他のいずれであるかにかかわらず、当該賠償責任の主たる発生根拠である注文書に基づく当該賠償責任の発生日の直前の 12 か月間にお客様が CIRRUS に実際に支払った金額に制限されるものとします。適用法が本セクション 7.2 の規定の適用を制限する場合、Cirrus の賠償責任は、許容される最大限度に制限されます。
- 7.3. 結果的損害賠償金の不存在、人的責任の否認:** Cirrus は、発生原因が不法行為(過失を含む)、衡平法、契約違反、その他のいずれであるかにかかわらず、間接損害、付随的損害、特別損害、懲罰的損害賠償金、および結果的損害(価値の減少、データの喪失、事業の喪失、逸失利益を含むが、これらに限定されない)について、かかる損害が発生する可能性を知らされていたとしても、お客様およびその他の者に対する賠償責任を負わないものとします。いかなる場合でも、いずれの当事者の役員、受託者、取締役、パートナー、従業員、コンサルタント、受益者、合併会社、メンバー、株主、その他の代表者および代理人も本契約に基づく、または本契約に起因もしくは関連する個人的な賠償責任(直接損害および結果的損害に対する賠償責任を含む)を相手方当事者に対して負いません。両当事者は、これらの者から損害を回復する権利を、本契約により放棄します。
- 7.4. 請求の制限:** お客様は、(i)お客様が法的措置または請求の根拠を最初に知った日および(ii)本契約の終了日のうち、いずれか早く到来する日から 2 年が経過した後に、本契約に関連するいかなる種類の法的措置および請求も提起および申し立てることができません。
- 8. 保険:** Cirrus は、自らが単独で費用および経費を負担して、本契約に基づく作業に関連する自己の活動に保険をかけるものとし、保険金が少なくとも 1 事故あたり 1,000,000 ドルかつ累計で 2,000,000 ドルの一般賠償責任保険および保険金が少なくとも 1 事故あたり 2,000,000 ドルかつ累計で 5,000,000 ドルの業務過誤賠償責任保険(E&O 保険)に加入し、これを有効に維持するものとします。
- 9. 秘密保持:** 一方の当事者が相手方当事者に秘密である旨を示して書面で提供したすべての情報、および口頭で開示し、開示の時点で秘密であると指定し、開示日から 30 日以内に受領当事者に秘密である旨を示した書面による要約を送付したすべての情報、およびその他の理由により秘密であると合理的に理解されるすべての情報(総称して、以下「**秘密情報**」)を、受領当事者は秘密として取り扱うものとし、本契約に関連する場合以外に使用してはならず、本契約の目的のために当該情報を知る必要がある受領当事者の従業員、再委託先、および代理人以外の第三者に開示してはならないものとします。秘密情報には、(a)開示の時点で受領当事者が知っていた情報、(b)受領当事者の違法行為によらずに公知であるか、公知になった情報、(c)受領当事者が第三者から適法に取得した情報、(d)受領当事者が独自に開発した情報、および(e)受領当事者が裁判所命令または法的義務に基づいて開示する義務を負う情報(ただし、法律上認められる場合に、受領当事者が開示当事者に相当な期間を定めて通知し、開示当事者がかかる開示を防止する適切な命令を求めることができるようにしたことを条件とします)は含まれません。
- 10. 準拠法、紛争解決**
- 10.1. 準拠法:** 該当する注文書で別段の合意をしている場合を除き、本契約は、抵触法の原則にかかわらず、カリフォルニア州内ですべてを履行する契約に適用されるカリフォルニア州法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。セクション 10.2 に従うことを条件として、各当事者は、本契約に起因または関連する紛争の解決について、カリフォルニア州サンフランシスコに所在する裁判所が専属的管轄権を有することに同意します。
- 10.2. 経営陣による解決:** 両当事者は、本契約に起因する紛争を訴訟を提起せずに解決することを望んでいます。セクション 10.1 にかかわらず、本契約に関する紛争が発生した場合、各当事者は、初めに、当該紛争を取締役またはこれに類似する管理職の立場にいる者にすみやかに通知するものとし、通知を受けた者は、誠実な努力を尽くし、それぞれの組織間の協議を通じて合意可能な解決に至るよう試みた後に、両当事者が解決について合意できなかった場合、いずれかの当事者は、セクション 10.1 に基づいて紛争を裁判所に申し立てることができます。前述の規定にか

かわらず、いずれの当事者も、差し止めによる救済を求めること、および何らかの方法で自己の権利が危険にさらされることを防止するために必要なその他の法的措置を開始することを妨げられ、遅延させられたりすることはないものとします。

11. 雑則

- 11.1. 変更: 本契約およびそのいずれかの規定の修正、変更、補足、および放棄は、両当事者の権限を有する代表者が正式に署名した書面による場合を除き、両当事者を拘束するものではないものとします。前述の規定にかかわらず、CIRRUS が、該当する更新日の少なくとも 90 日前までに、注文書の更新に適用される本契約の条件の追加または修正をお客様に通知できることが明示的に理解され、合意されています。また、お客様は、該当する更新日より後も本サービスを引き続き使用した場合、かかる更新日の時点で有効な追加された条件および修正された条件に同意したとみなされ、これらの条件に同意するものとします。
- 11.2. 発注書に記載されている条件の効果の不存在: セクション 11.1 の一般性を制限することなく、お客様の発注書、補遺、またはこれらに類似する文書は、本契約の条件に排他的に準拠するものとします。かかる発注書、補遺、またはこれらに類似する文書に記載されているいかなる条件も、(i) 本契約を明示的に参照している場合、(ii) 修正、削除、または補足される本契約の特定の規定を明示的に参照している場合、および (iii) お客様および Cirrus がかかる発注書またはこれに類似する文書にそれぞれ署名した場合を除き、いかなる効力も有さないものとします。
- 11.3. 譲渡: いずれの当事者も、事前に相手方当事者から書面による同意を得ずに、本契約に基づく自己の権利および義務を譲渡、移転、その他の方法で処分することはできず、相手方当事者はかかる同意を不当に保留、遅延、および条件設定してはならないものとします。ただし、Cirrus は、合併、買収、企業再編、または Cirrus の資産のすべてまたは実質的にすべての売却に関連して、お客様の同意を得ずに、本契約のすべてを譲渡することができます。本規定に違反する譲渡は無効とします。
- 11.4. その他の約束: お客様は、Cirrus の要求に応じて、Cirrus の合理的な意見により、本契約に完全な効力を与えるために随時必要となる可能性があるすべてのさらなる行為をするか、かかる行為の手配をし、同様に必要となる可能性があるすべての文書に署名するか、当該文書への有効な署名を手配するために、合理的なすべての努力を尽くすものとします。
- 11.5. 完全合意: 本規約は、該当する注文書、別紙、および本規約のその他の添付文書とともに、本契約の主題に関する両当事者間の完全な合意事項を構成し、本規約に合意する前の書面または口頭による本契約の主題に関する両当事者間のすべての合意事項、約束、および表明事項に取って代わります。本規約と注文書との間に矛盾がある範囲において、注文書の条件が優先するものとします。本契約の第三受益者は存在せず、Cirrus およびお客様以外の者は、本契約を執行する権利を有さないものとします。
- 11.6. 可分性: 本契約のいずれかの規定が無効であると裁判所が判断した場合、当該規定は本契約から切り離されたものとみなされますが、これによって本契約の残りの規定の有効性に影響が及ぶことはありません。裁判所は、かかる無効な規定を、両当事者の意図に沿って実行可能な限り最大限に有効にするように修正します。
- 11.7. 両当事者の関係: 本契約のいかなる規定も、両当事者間にパートナーシップ、代理関係、および合併事業を作り出すものと解釈されないものとします。いずれの当事者も、相手方当事者の一部であること、相手方当事者の支配下にあること、および相手方当事者の代理人として行動することを主張しません。両当事者は、いずれの当事者も相手方当事者の一部ではないことを第三者に通知することに合意します。いずれの当事者も、本契約の存在を第三者に通知することができます。ただし、本契約の条件は秘密情報とみなされるものとします。本契約のいかなる規定も、両当事者が相互にさらなる契約を締結することを両当事者に義務付けるものではないものとします。
- 11.8. 解釈: 本契約において、(i) 本規約に明示的な定めがある場合を除き、「含む」(include、includes、または including) という用語は、制限するものではなく、「これに限定されない」という文言が続くとみなされるものとし、(ii) 「本契約の」(hereof および herein) およびこれと意味が類似する文言は、別段の記載がない限り、本契約の特定の規定ではなく、本契約全体を参照していると解釈されるものとし、(iii) 「条」、「セクション」、「項」、「別紙」、「附属書」、および「付録」への言及は、別段の指定がない限り、本契約の「条」、「セクション」、「項」、「別紙」、「附属書」、および

「付録」への言及であり、(iv)本契約で定義されている各用語の意味は、当該用語の単数形および複数形の両方に等しく適用されるものとし、いずれかの性別を示す単語にはすべての性別が含まれるものとし、(v)本契約またはその他の契約もしくは文書の当事者への言及には、当該当事者の承継人および許可された譲受人が含まれるものとし、(vi)「ドル」へのすべての言及は、米国ドルへの言及であるとみなされるものとします。

- 11.9. 通知、連絡窓口: 本契約に別段の明示的な定めがある場合を除き、本契約において認められているまたは義務付けられているすべての通知は、その通知が関連する Cirrus システム内でお客様が電子的に登録した連絡先宛てに書面で行うものとします。なお、通知のコピーを下記の住所または E メールアドレス宛てに送付するものとします。Cirrus は、承認状況をさらに問い合わせることなく、かかる連絡窓口から受領した連絡(口頭または書面)に依拠する権利を有します。

Cirrus 宛ての場合: **Cirrus Identity, Inc.**
4031 Brighton Ave.
Oakland, CA 94602
Attn: Dedra Chamberlin
Chief Executive Officer
dedra@cirrusidentity.com

本契約に別段の明示的な定めがある場合を除き、通知は、手渡し、または該当する注文書に定める住所宛ての配達証明付き速達郵便もしくは書留郵便で行うものとし、手渡しの時点で、または投函した日の 5 日後に受領されたとみなされるものとします。連絡窓口は、本セクション 11.9 に従って、または本サービスがオンラインで認めているその他の方法で相手方当事者に書面で通知することにより、一時的または永続的に別の連絡窓口に変えることができます。連絡窓口の代替または永続的な置換が発生した場合、本契約におけるかかる連絡窓口への言及は、かかる代替または置換後の連絡窓口への言及とするものとします。

- 11.10. 副本: 本契約は副本(数は問わない)で締結することができ、それぞれの副本は本契約の 1 通の原本とみなされるものとし、すべてが合わさって同一の 1 通の証書を構成するものとします。本契約は、実際の署名、FAX による署名、電子メールでの送信、またはクリックスルー契約によって締結することができます。

[このページの残りの部分は意図的に空白としています]

CIRRUS IDENTITY

サブスクリプションサービス利用規約

本 **Cirrus Identity** サブスクリプション サービス利用規約(以下「**本補足規約**」)は、本規約を補足するものであり、本契約の一部を構成します。本補足規約で使用されているが、定義されていない大文字で始まる用語の意味は、本規約に定めるとおりとするものとします。本規約で使用されている「セクション」への言及は、文脈上別段の要求がある場合を除き、本補足規約の「セクション」への言及とします。

1. ホスティングおよびモニタリング

- 1.1. **ホスティング**: 本契約の条件に従うことを前提として、Cirrus は、本サービスを不当に遅延および保留することなく、ホストされている(SaaS) サービスを提供するために、商業上合理的な努力を尽くします。ただし、(i) セクション 2.3 に基づく計画済みのダウンタイム、および(ii) Cirrus の合理的な管理が及ばない状況(たとえば、天変地異、政府の行為、洪水、火災、地震、市民の暴動、テロ行為、ストライキ、その他の労働問題(Cirrus の従業員が関与するもの以外)、インターネットサービスプロバイダーの障害または遅延、サードパーティソフトウェアの不具合、サービス拒否攻撃など)によるものである場合は除きます。
- 1.2. **モニタリング**: Cirrus は、本サービスをモニタリングし、本サービスを常時運用し、本サービスのダウンタイムを最小限に抑えるために、商業上合理的な努力を尽くします。Cirrus は、本サービスのダウンタイム、障害、または著しい劣化が生じた場合、該当する注文書に記載されている連絡窓口宛ての E メールでお客様にすみやかにその旨を書面で通知します。
- 1.3. **ソーシャル アイデンティ プロバイダー**: お客様は、本サービスが接続する可能性のあるソーシャルアイデンティサービスを提供する第三者(例: Google, Twitter, Facebook) (それぞれを以下「ソーシャル アイデンティ プロバイダー」) が課す利用条件およびその他の条件(API 呼び出しの制限および属性公開オプションを含む)について交渉、同意、および遵守する責任を単独で負います。Cirrus は、お客様が API の制限もしくは属性公開ポリシー、またはその他のソーシャル アイデンティ プロバイダー API、または前述の事項に関してソーシャル アイデンティ プロバイダーが課すサービス変更、条件、もしくは制約を遵守しなかったことに起因して生じたサービスの中断およびその他の問題に対する責任を負いません。

2. アップグレード

- 2.1. **ソフトウェアアップグレード**: Cirrus は、内部およびお客様のニーズをより適切に満たすために、本サービスを定期的にアップグレードおよび強化することがあります。セクション 2.2 に従うことを条件として、Cirrus は、本サービスに影響を与えると合理的に予想されるソフトウェアリリースの少なくとも 48 時間前までに通知するよう、商業上合理的な努力を尽くします。本サービスに悪影響を与えることが合理的に予想されないソフトウェアリリースについては、かかる通知は必要ないこととします。機能強化、バグ修正、およびアップグレードは、顧客のフィードバックに基づいて、Cirrus の裁量により優先順位付けされ、実装されます。Cirrus は、ソフトウェア アップデートに関連する本サービスの影響に備えてお客様を支援するために、ソフトウェアリリースの通知以前にドキュメントを提供します。
- 2.2. **緊急アップデート**: 検出されたパフォーマンス上の重大な問題もしくはセキュリティ上の重大な脆弱性またはその両方に対応する際に、Cirrus は、お客様に事前に通知することなく、自己の単独の裁量により、ただちに本サービスをアップデートすることがあります。
- 2.3. **変更管理およびアップグレードのための計画的な停止**: Cirrus は、本サービスに対する悪影響が合理的に予想される場合を除き、お客様に通知することなく、自己の単独の裁量により、本サービスの定期メンテナンスを実施する権利を有するものとします。かかる本サービスへの影響が合理的に予想される場合、Cirrus は少なくとも 72 時間前までに、該当する注文書に記載されている連絡窓口の日時および予想される期間を通知するために商業上合理的な努力を尽くします。可能な場合、メンテナンスは、本サービスの運用の中断を最小限に抑えられる可能性が高いときに実施されます。Cirrus は、本サービスに影響が及ぶと合理的に予想される第三者である再委託先による計画的な停止の通知を受けた場合、かかる停止をお客様に通知するために商業上合理的な努力を尽くします。ただし、Cirrus は、かかる通知をしなかったことに対する責任を負いま

せん。Cirrus が第三者から停止の事前通知を受け取っていない場合、Cirrus からお客様への事前通知は期待されません。

3. サポート

- 3.1. サポート:**お客様は、階層 1 のサポートについて Duo Care に連絡し、Cirrus は Duo Care チームに階層 2 のサポートを提供します。お客様のエンドユーザーに対するサポートは、お客様が提供するものとします。Cirrus は、お客様のエンドユーザーにサポートを提供しません。
- 3.2. 計画外の停止:**Cirrus は、可能な限り、お客様への事前通知を含め、サービスの中断を予測し、これに備えるよう努めます。計画外の停止が発生した場合、Cirrus は、可能な限りすみやかに、ただし少なくともセクション 3.5 の表に記載されている応答時間内に、完全または部分的な停止からの復旧を開始します。
- 3.3. サポートリクエスト:**Cirrus は、下記のセクション 3.5 で定義されている「緊急」の問題が発生した本番環境の本サービスに対して 24 時間 365 日体制のサポートを提供します。また、Cirrus は、通常、営業時間中に、または該当する注文書で明確に定義されているとおりに、標準サポートを提供します。お客様は Duo Care を通じて要求することができます。なお、要求は、必要に応じて Cirrus Identity にエスカレーションされます。
- 3.4. サポートの制限事項:**サポートは、本サービスに対してのみ提供されます。Cirrus が直接所有していない、または Cirrus の管理下でないソフトウェアコードもしくはホスティングサービスまたはその両方、またはお客様のローカル環境が引き起こした不具合は明示的に除外され、無効なサポートリクエストとみなされるものとします。機能要求、およびインターフェイスまたは本サービスに対して希望する変更が、サポートを要求する理由になる可能性のある不具合を構成するものではないものとするに明示的に合意します。前述の規定を制限することなく、Cirrus は、お客様による次の事象が引き起こした本サービスの問題に対してサポートを提供する義務を負いません: (i) 事故、過失、またはコードの誤用もしくは変更、(ii) 構成手順および推奨事項に従わなかったこと、または (iii) Cirrus が以前に提供したソフトウェアアップデートまたは回避策のうち、問題を修正または軽減するものを組み込まないか、実装しなかったこと。
- 3.5. サポートリクエストの優先順位:**サポートリクエストが階層 2 にエスカレーションされた場合、サポート担当者は、次の表に従ってそのサポートリクエストを優先するよう要求するものとします。かかるサポートリクエストを受領した時点で、Cirrus は合理的かつ誠実な判断により、かかる優先順位に同意するか、代わりの優先順位を割り当てるものとします。また、Cirrus が決定した優先順位は、Cirrus が関連する応答時間を決定するための優先順位を構成するものとします。

サポートレベル	優先順位	定義	応答時間	解決策 (セクション 3.7 を参照)
標準レベル	1	緊急: 「ゲスト」ユーザー(スポンサーアカウント、外部ユーザー)を対象とした本サービスが本番環境で動作しない。次の場合が含まれるが、これらに限定されない。 - 本サービスが応答していない - 本サービスとローカル環境との間のリアルタイム統合が失敗する - セキュリティ侵害または脆弱性が特定された	Cirrus のエンジニアは、サポート担当者のサポートリクエストに可能な限りすみやかに、ただし、Cirrus がかかるサポートリクエストを受領してから 3 時間以内に対応します。	Cirrus は、可能な限りすみやかに不具合を解決し、サービスを復旧します。Cirrus が開発し、Cirrus の管理下にあるソフトウェアが引き起こした不具合およびエラーは、12 時間以内に解決されます。
	2	重大: 本サービスの機能は完全ではないが、引き続き稼働している。次の場合が含まれるが、これらに限定されない。 アプリケーションに重大な影響を及ぼす機能の障害または破損	エンジニアは、サポート担当者のサポートリクエストに可能な限りすみやかに、ただし、Cirrus がかかるサポートリクエストを	Cirrus は、可能な限りすみやかに不具合を解決し、サービスを復旧します。Cirrus が開発し、Cirrus の管理下にあるソフトウェアが引

		- ソフトウェアまたはアプリケーションの障害が頻繁に発生するが、データは喪失していない - ソフトウェアまたはアプリケーションのパフォーマンスが大幅に低下している	受領してから 5 時間以内に対応します。	き起こした不具合およびエラーは、36 時間以内に解決されます。
	3	<u>致命的ではない</u>: ソフトウェアは稼働しており、影響は限定的であるか、重大ではない。次の場合が含まれるが、これらに限定されない。 - パフォーマンスと機能に限定的な影響を与えるか、直接的な影響を与えないバグ - ソフトウェア パフォーマンス サポートに関する質問	エンジニアは、Cirrus がサポート担当者のサポートリクエストを受領してから 1 営業日以内に、そのサポートリクエストに対応します。Cirrus は、自己の単独の裁量により、これらのリクエストに優先順位を付け、Cirrus が定義した本サービスのニーズに最適な方法で対処します。Cirrus は、サポート担当者に対して、リクエストの優先順位に関する最新情報を提供します。	Cirrus は可能な限りすみやかに不具合を解決します。具体的な解決時間は設定されていません。

3.6. Cirrus からの応答: Cirrus は、階層 2 のエスカレーションされたサポートリクエストに、そのリクエストの優先順位に関連するセクション 3.5 の表の応答時間に従って応答するものとします。応答は、E メール、サポートチケット、または階層 2 のチケットに記録されているサポートの運用担当者宛ての Cirrus からの電話によって行われるものとします。

3.7. 解決: サポート担当者がセクション 5 を遵守することを条件として、Cirrus は問題を解決して、本サービスのパフォーマンスを適時に復旧するために商業上合理的な努力を尽くします。セクション 3.8 に従うことを条件として、Cirrus が開発し、Cirrus の管理下にあるソフトウェアおよびサービスコンポーネントに関して、Cirrus はセクション 3.5 の表に記載されている解決時間内に問題解決を完了させるものとするを保証します。Cirrus が開発していないか、Cirrus の管理下でないソフトウェアおよびサービスコンポーネントについては、特定の解決時間は保証されません。上記の時間内での解決が合理的に可能ではないサポートリクエストが存在する可能性があることを理解し、これに合意します。その例は次のとおりです。

- Cirrus が提供するコンポーネント部品には、Cirrus が制御できない制限がある場合があります。そのため、アーキテクチャを大幅に変更しないと修正が不可能である場合があります。
- 本サービスが使用しているサードパーティソフトウェアの不具合。
- ホスティングサービスの不具合または停止。

このような場合、Cirrus は適切な回避策を提供するために商業上合理的な努力を尽くします。なお、かかる回避策はサポートリクエストの解決を構成するものとします。

4. サービスクレジット: サポート担当者がセクション 5 を遵守していることを条件として、Cirrus がセクション 3.5 および 3.7 に記載されているとおりに応答時間内に、および(該当する場合)セクション 3.5 に定める解決時間内に「致命的」(Critical)または「緊急」(Urgent)のサポートリクエストに応答しなかったか、これを解決しなかった場合、お客様には、100 ドル分のサービスクレジット(以下「サービスクレジット」)を得る権利があるものとします。ただし、(x) 同一のまたは実質的に類似する不具合を対象と

するサービスリクエストについては、1 回のみサービスクレジットを発行するものとし、(y)いかなる状況でも、本サービスを提供する 1 年間においてお客様に発行されるサービスクレジットの累計額は、当該本サービスに適用される注文書に基づいて 1 年の提供期間中に Cirrus に実際に支払われたサブスクリプション料金の 5% を超えてはならないものとします。「重大」(Serious)または「致命的ではない」(Not Critical)に該当するサポートリクエストに対して、セクション 3.5 に定める応答時間内および解決時間内に応答しなかった場合、サービスクレジットは付与されません。Cirrus が開発し、Cirrus の管理下にあるソフトウェアによって引き起こされたものではない不具合の解決時間を満たしていない場合、サービスクレジットは付与されません。サービスクレジットは、Cirrus がサポートを提供できなかった場合、および本契約のセクション 3 に定めるとおり「致命的」(Critical)または「緊急」(Urgent)に該当するサポートリクエストを解決できなかった場合の唯一の排他的な救済措置です。本契約に基づいて発行されたサービスクレジットは、該当する注文書に基づく未払いの請求額または将来の請求額にのみ適用され、本契約の終了時に失効します。Cirrus は、本契約の終了を含め、いかなる状況においても、かかるサービスクレジットに対して返金および支払いを行う義務を負いません。疑義を避けるために付言すると、セクション 3.4 に基づいて無効である、または除外されたと判断されたサポートリクエストの場合、サービスクレジットは発行されないものとします。

5. お客様の責任

5.1. 統合およびテスト:お客様は、本サービスの適切な統合およびテストを実施するものとします。具体的には、テストにはエンドツーエンドテストおよび機能テストを含める必要があります。お客様は、本サービスに過度の影響を与える可能性があるため、事前に Cirrus から書面による明示的な許可を得ずに、ストレステストおよび負荷テストを(本サービスを通じて認証することを提案するエンドユーザーの人数にかかわらず)実施してはならないものとします。お客様は、事前に Cirrus から書面による明示的な許可を得ずに、本サービスのインフラストラクチャをモニタリングしたり、本サービスのインフラストラクチャにおいて侵入検知を実行したりしないものとします。

5.2. システムメンテナンス:お客様は、ローカル環境と本サービスとの統合を促進するために、ローカル環境に展開されているソフトウェアに対して所定のアップデートおよびメンテナンスを実行するものとします。ローカル環境のメンテナンスまたは変更により、本サービスの可用性が低下するリスクが増加する可能性があり、Cirrus が特別な注意を払う必要がある場合は、少なくとも 5 日前に Cirrus に通知し、潜在的なその他のサービスについて事前に合意する必要があります。

5.3. 本サービスの利用:いかなる状況においても、本サービスの障害またはパフォーマンスの低下が人身傷害または死亡を引き起こす可能性がある状況で本サービスを使用してはならないものとします。かかる状況には、(a)核施設の計画、建設、保守、管理、直接操作、(b)航空機の操縦システム、制御システム、もしくは通信システム、または武器システム、(c)直接生命維持システムが含まれます。

5.4. 資格を有する人員:お客様は、本サービスに関するサポートリクエストを行う連絡窓口が、ローカル環境に関連する技術的な問題の診断およびトラブルシューティングを支援する資格を有していることを確認するものとします。

インシデント対応:お客様は、セキュリティに影響を及ぼす可能性のある運用上のインシデントに対してセキュリティに関する連絡窓口を設け、情報開示に関して Traffic Light Protocol (TLP) (<https://www.us-cert.gov/tlp>) を尊重したインシデント対応手順を整備するものとします。

5.5. ケースデータ:階層 1 のサポート担当者は、再現可能なテストケースまたは十分な情報をお客様に依頼し、Cirrus に提供することで、Cirrus による問題のトラブルシューティング、およびサポートリクエストに関連するものを含め、報告された問題の複製または再現(可能な場合)を合理的に支援します。階層 1 のサポート担当者は、トラブルシューティングに合理的に必要なすべての情報を Cirrus に提供するよう努めますが、セキュリティ上の影響と制約により、制限のある情報をお客様のすべての制約に準拠した形式で提供するまでに、遅延が生じる可能性があります。Cirrus は、この遅延中に本サービスが減少したことに對する責任を負わず、サービスクレジットを発行する義務も負わないものとします。

5.6. 修復措置:階層 1 のサポート担当者は、Cirrus が提案する商業上合理的な修復措置をすみやかに実施するようお客様に依頼します。Cirrus は、階層 1 のサポート担当者が連絡しなかったこと、またはお客様が商業上合理的な修復措置を実施しなかったことに起因して生じた問題に対する責任を負いません。

- 5.7. 本サービスの一時停止:お客様が、本セクション 5 で禁止されている行為を含め、本サービスの品質を著しく低下させていると Cirrus が自らの合理的かつ誠実な判断によりみなした行為を行った場合、Cirrus は階層 1 のサポートスタッフに対し、お客様の連絡窓口に連絡し、お客様がかかる行為をただちに中止するよう要求することを依頼します。お客様が 2 時間以内にこの要求に従わなかった場合、Cirrus は、自己の単独の裁量により、かかる問題が解決するまでお客様による本サービスの使用を一時停止することがあります。かかる一時停止の後、Cirrus は、お客様の費用負担により、サービスを復旧するための合理的な支援をお客様に提供します。お客様は、かかる本サービスの一時停止に関連して、返金およびクレジットの付与を受ける権利を有しないものとします。
6. **Cirrus のその他の表明および保証:** Cirrus は、該当する注文書のサブスクリプション期間中に、Cirrus が本サービスの機能を著しく低下させないことをお客様に表明および保証します。
7. **サブスクリプション サービスの救済措置の制限:** (x) 本契約のセクション 6.1 の(ii)、(iii)または(iv) (サブスクリプション サービスに関連するもの)または本補足規約のセクション 6Iに定める表明および保証、または(y)本補足規約のセクション 3.7 に定める誓約への重大な違反が生じた場合、Cirrus は問題の本サービスをすみやかに修復するか、実質的に類似する機能を有する本サービスと交換し、30 日が経過してもかかる試みが成功しない場合には、Cirrus は、この注文書を解除し、(1)かかる違反が最初に Cirrus に通知された日から該当する注文書の前払い済みの 1 年間の提供期間の終了日までの期間中の暦日数、および(2)すべての本サービスにおける不具合のある本サービスが占める割合を Cirrus が誠実に予測したものに基づいて決定された、かかる不具合のある本サービスの割り当て可能な割合に応じて、前払いされたサブスクリプション料金の年額を按分した額を返金することができます。本補足規約のセクション 3.8 に従うことを条件として、「致命的」(Critical)および「緊急」(Urgent)のサポートリクエストの場合に、直前の規定が、当該違反に対する唯一の排他的な救済措置であり、Cirrus のすべての責任になります。
8. **除外されるプロフェッショナルサービス:**お客様は、開発者サポート、カスタムコード、アーキテクチャサポート、またはその他のサービスなどの専門家による支援(総称して、以下「その他のプロフェッショナルサービス」)を随時要求することができます。その他のプロフェッショナルサービスには本注文書が適用されないものとし、お客様は、かかるその他のプロフェッショナルサービスについて別途注文書を発行する義務を負うものとします。Cirrus は、その他のプロフェッショナルサービスを提供することができますが、これを提供する義務は負いません。

Cirrus 製品のサービスディスクリプション

ブリッジ: <https://www.cirrusidentity.com/products/bridge> を参照してください。